

# 行政法概説Ⅱ 行政救済法(第5版)

宇賀克也

2015年4月発売/592頁/本体3600円+税



編集  
担当者  
から

著者の一連の『行政法概説』シリーズの第2巻にあたる本書は、行政救済法を扱っています（Ⅰは行政法総論、Ⅲは行政組織法・公務員法・公物法。なお、姉妹編として、『地方自治法概説』があります）。

本書でまず目につくのは、群を抜く情報量でしょう（索引で検索できる判例は922件!）。とくに初学者は、この情報量に圧倒されるかもしれません。しかし、平易な叙述で、基礎的概念から段階を踏んで解説しているので、初学者でも歯が立たないということはないと思います。まずはColumnや応用的内容の小活字部分を飛ばして読み通してみてください。挑戦する価値は十分にあります。

読み通さないまでも、他書と読み比べる、辞書的に紐解く、ゼミ発表でのテーマ探索等々、本書の利用方法は、多岐にわたります。行政法の全体像をまず把握したい方は、行政法総論・行政救済法を中心に1冊でカバーする、同じ著者の『行政法』（通称レインボー）をどうぞ！（Z）

## Point!



まずは通常の活字部分を。つぎにColumnと小活字部分を。段階に応じた学習が可能です。

98 第1部 第6章 行政訴訟総論

分庁に対する再調査の請求や処分庁の上級行政庁に対する審査請求は、中立性・公正性の点で疑念を持たれがちである。また、総務省行政評価局が行っている苦情処理は、中立性・公正性の点でより信頼が置けるもの、あっせん機能を持つにとどまり、法的拘束力を伴う解決はできない。オンブズマン制度についても、わが国の場合、勧告権限を有するにとどまる。

そうすると、組織的に行政権から独立しており中立性・公正性の点で信頼が置け、対審構造の下で適正手続に配慮した慎重な証拠調べが行われ、かつ、違法的な行政作用を強制的に是正する権限を有するのは裁判所ということになり、行政訴訟が行政救済手段として持つ意味は大きい。他方、行政上の不服申立てが行政自身による自己統制の性格を持つことから違法的のみならず不当性も審理されるのが原則であるのに対して、行政訴訟は、違法的のみが審理されることになる。行政訴訟は、違法的な行政作用による私人の権利利益の侵害を排除し法治原理を担保するための最重要の制度といえる。そこで、以下、行政訴訟について検討することとする。

## 2 行政訴訟法制の沿革

### (1) 戦前

#### 1) 明治初期の制度

1872（明治5）年の司法省第46号通では、私人は地方官庁の違法処分に対して、地方裁判所または司法省裁判所に出訴しうることを定めた。しかし、このことにより、司法による行政統制が進んだことに危機感を抱いた政府は方針を転換し、1874（明治7）年第24号通では、行政主体と私人間の訴訟を受理した裁判所は、行政機関である太政官に具体申立てすることとした。その後、数次の改正を経て、府県知事以上の行政機関を被告とする訴訟は控訴院に提起することとなり、控訴院はこれを受理するか否かを司法官に具状し、司法官は意見を付して太政官に申渡し裁定を得ることとなった。すなわち、行政機関たる太政官が支配する手続であり、独立した司法による行政統制という理念とは無縁のものであった。

#### 2) 大日本帝国憲法下の制度

1882（明治15）年に渡欧した伊藤博文は、アルバート・モッセ、ロレンツ・フ

2 行政訴訟法制の沿革 99

ォン・シュタインに行政裁判について学び、その後訪日したモッセが行政裁判所法案を起草したため、わが国は、ドイツとわけプロイセン型の行政裁判所制度を採用することになった。ドイツ、フランス等の大陸法系諸国においては、行政主体と私人の関係は、私人相互間を規律する私法とは異なる公法により規律され、裁判管轄についても私法事件を取り扱う司法裁判所とは別系統の行政裁判所の管轄に服することとされている。このように、司法裁判所とは独立した行政裁判所が設けられ、公法事件は行政裁判所で審理するシステムが採用されている国家を行政国家ということがある（これに対して、行政と私人の法律関係に関する紛争も通常の司法裁判所により審理するシステムを採る国家を司法国家という）<sup>2)</sup>。

#### Column 行政国家・司法国家・裁判国家

行政国家が司法国家と比較して、国民の裁判所による救済において当然に劣るとは必ずしもいえない。フランスは、コンセイユ・デtatと呼ばれる行政裁判所が公法事件を取り扱う行政国家であるが、コンセイユ・デtatは、高い専門能力を生かして、積極的に国民の救済を図ってきたという評価が少なくない。また、現在のドイツは行政裁判所を有するもの、行政権の一部ではなく裁判権に属するので、行政権に属する行政裁判所を有する国家体制と区別する意味で「裁判国家」といわれることがある。

1889（明治22）年に制定された大日本帝国憲法は、プロイセン型の立憲君主型憲法であるが、その61条においては、「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ侵害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」と規定されていた。これを受けて、1890（明治23）年に行政裁判法が制定された。これにより、大日本帝国憲法は行政国家のシステムを選択したのである。行政事件を司法裁判所ではなく行政裁判所に扱われることとした理由は、「行政裁判の審理に行政に関する専門技術的知識が必要となることが多いことに加えて、司法官が裁判を通じて行政官を牽制することを回避し、行政官の司法からの独立を維持しようとする明治政府の意向による」ことが大きかった。

1) 日本がモデルとしたドイツの行政裁判制度の特色については、藤田・行政法376頁参照。

2) 行政国家と司法国家の比較について、大浜・行政裁判法9頁以下参照。